

江田島市 情報セキュリティ基本方針

令和8年3月

1 目的

本基本方針は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めるとともに、総務省が策定した「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針又は変更に関する指針（案）」を踏まえて、本市のサイバーセキュリティを確保するための方針として定めるものである。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェアをいう。）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊され、改ざんされ又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 職員等

次に掲げる者をいう。

ア 一般職の職員（教育委員会等に出向している職員等を含む。）

イ 市長

ウ 副市長

エ 教育長

オ 市議会議員

カ 選挙管理委員会委員

キ 監査委員

ク 公平委員会委員

ケ 固定資産評価審査委員会委員

コ 農業委員会委員

(9) 特別職員

前号オからコまでに掲げる者

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次に掲げる事象を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的の要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長、消防長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び教育委員会とする。ただし、教育委員会にあっては第2項第8号ア及びエに該当する者に限る。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について認識し、業務の遂行に当たり、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

第3項の脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 物理的セキュリティ

サーバ、電算室、通信回線等及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、研修等を通じ十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に備え、迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合や情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、速やかに情報セキュリティポリシーを見直し、職員等へ情報共有する。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

前3項に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を定める。ただし、特別職員の情報セキュリティ対策基準の策定は、状況に応じて行政機関ごとに別途検討する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、江田島市情報公開条例（平成17年江田島市条例第7号）第7条第1項第3号アに該当する情報として、非公開とする。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を情報セキュリティ実施手順として定める。

なお、情報セキュリティ実施手順は、江田島市情報公開条例第7条第1項第3号アに該当する情報として、非公開とする。

11 経過措置

当面の間、特別職員が所属する行政機関にあつては、第5項から第7項までの規定に限り適用する。この場合において、第5項中「情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順」とあり、並びに第6項第6号及び第7項中「情報セキュリティポリシー」とあるのは、「本基本方針」とする。